

新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料の特例

この特例は、新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料に関し、必要な事項を定める。

1．機構が新たに区分口座を開設した場合において、当該区分口座の開設の申請に際し参加者が本特例の適用の申出を行ったときは、当該新設区分口座を振替先とする同一参加者間の振替に係る手数料の料率については、株券等に関する手数料率及びその料率の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円

(2) 新株予約権付社債券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 50円

(3) 投資信託の受益証券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円

(4) 投資証券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円

2．前項の新設区分口座を振替先とする同一参加者の区分口座間の振替における参加者は、前項各号に定める料率により算出した手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

附 則

この特例は、平成19年2月28日から施行し、平成19年2月1日以降に開設する区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る振替手数料の算出について適用する。